



草加市監査委員告示第6号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和2年4月6日付けで草加市長から通知があったため、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月14日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 切 敷 光 雄

監査の結果に関する報告（令和元年12月23日 草監第266号）

1 対象団体

公益財団法人草加市文化協会

2 監査結果及び措置状況

	指摘内容	措置状況
1	<p>支出に係る専決について</p> <p>処務規程に定められた専決区分による決裁が行われていない伝票が見受けられました。事務の効率化を目的として職責に応じた専決区分が規定されており、専決権者は理事長に代わって判断・決定をすることから、決裁行為には適正な運用が求められますので、責任の所在を明確にし、処務規程に則った適正な事務の執行に努めてください。</p>	<p>職員間において正しい根拠を共有し、処務規程に定める財務事項に基づいた専決区分により適正な会計処理の徹底及びチェック体制の強化を図りました。具体的には、専決区分を遵守するため処務規程に基づいて新たに常務理事の欄を設けることで専決区分に準じた会計処理を行っています。</p>
2	<p>物品販売手数料について</p> <p>イベント事業者が物品販売を行う際に徴収する手数料について、売上金額の算定誤りと思われるものや、報告書と売上明細書とで金額が相違するもの等、現金の徴収に際して適当でない事務処理が見受けられました。現金の取扱い事務に誤りがあると、法人に対する信頼を損ねる恐れがありますので、規定に基づいた厳格な運用を徹底してください。</p>	<p>未提出であった売上明細書については事業者から提出を受け、金額に誤りのないことを確認しました。また、職員間において根拠要綱を再確認し、チェック体制の強化に努めて運用しています。具体的には、徴収事務における手順書の見直しを行い、物品販売売上明細報告書及びその別紙（販売実績記録）にチェック項目や留意事項を追加することで、運用体制を整備しました。</p>
3	<p>不適切な会計処理について</p> <p>支出において、外郭団体が単独で支払うべき経費や、本来は私費で支払うべき職員互助会に供する経費が文化協会の財源から立替え払いされている事案が見受けられました。</p> <p>一時的とはいえ、私的な支払い等に指定管理料も含まれる文化協会の財源を使用することは、不正につながりかねない不適切な会計処理であり、法人の信頼性を損なわせかねません。再発防止の方策を講じるとともに、職員のコンプライアンスの徹底を図り、明瞭な会計処理を行うよう改善に取り組んでください。また、商品の購入によって付与されるポイントが互助会経費に充当されていますが、ポイントの原資が協会の財源であれば、協会の事業に還元するなど、適正な取扱いの確保に努めてください。</p>	<p>法人運営のための会計と外郭団体や職員互助会などの私的な会計を混同することなく、適正な運用を行うよう、職員研修等において理解を深め、適正な会計処理及びチェック体制の強化を図りました。特に、外郭団体の会計については、各団体や会で行っていただくよう連絡し、法人会計のみの運用に努めております。また協会財源を原資として得たポイントについては協会事業のために活用してまいります。</p>